

研究発表に関する指針

本学会の重要な目的の一つは、未発表も含めた最新の研究成果を共有し活発な議論と情報交換を行うことである。この目的を達成するため、研究発表に関する以下の指針を定める。

1. 参加者間相互の信頼関係を著しく損なう、以下のような行為は禁止とする。
口頭発表会場とポスター会場で発表された生データを、発表者の承諾なしに写真撮影・ビデオ撮影・録音すること。
研究内容について、発表者の承諾なしに SNS 等で第三者に公開すること。
2. 発表に際しては、研究の核心となる分子名、方法、理論、アイデアなどを伏せて発表することは、できるかぎり避ける。
3. 特許申請などに関わる情報の取り扱いは、発表者の自己責任とする。

2018年9月14日 制定

特定非営利活動法人 日本分子生物学会 第20期理事会